

瑞穂市環境フェア 出店者募集要項

人と自然が共生できる持続可能なまちを実現するため、行政・地域住民・事業者が一体となって環境問題に取り組むきっかけづくりとして、「環境フェア」を開催します。

1. 実施目的

瑞穂市は令和6年3月に「瑞穂市環境都市宣言」を行い、また、令和8年1月に環境省が絶滅危惧種ⅠA類に指定する「ハリヨ」を市の魚に制定しました。市の環境保全への意識を一層高めるため、瑞穂市と市内で環境問題に取り組む企業が連携し、市民が環境問題に対し楽しく学び、体験を通じて理解を深める機会を創出することを目的としています。

2. イベント概要

(1) 日時

令和8年6月7日(日)

10時00分～15時00分

※搬入時間は8時30分～9時30分です。

※撤収は17時00分までにお願いします。

(2) 場所

市民センター(瑞穂市別府1300-3)および

市役所穂積庁舎南側駐車場(瑞穂市別府1288)

※キッチンカーおよび露店は駐車場でのみ出店です。場所は指定できません。

(3) 来場者見込み

本イベントでは、環境にまつわる講演会、ワークショップ、展示を行います。来場者は300名、各協力団体・事業者が50名程度の見込み。その他、同日14時00分よりココロかさなるCCNセンターでコンサートの開催予定があり、500名程度が来場する見込みです。

3. 募集概要

(1) 募集期間

令和8年4月16日(木)17:00必着

※商品が重複した場合、出店内容のご変更をお願いする可能性がございます。

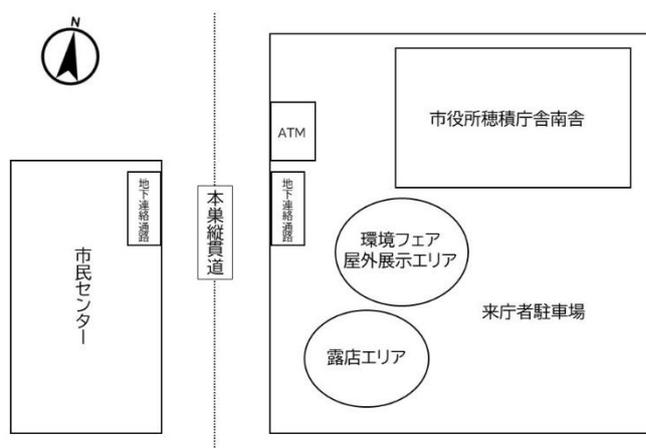
※出店のご希望に添えない場合がございます。予めご了承ください。

(2) 出店方法

以下2つの出店方法で募集を行います。なお、出店料は不要です。

① テント販売…自前テントで出店する方法

② キッチンカー…自前のキッチンカーで出店する方法



(3)出店条件

出店方法	出店条件
① テント販売	<ul style="list-style-type: none">・テント(飲食物提供テントは横張も)や電気設備(発電機・携行缶)、ガス等、出店に必要な物品は、全てご自身でご用意いただき、設営及び管理をお願いします。・テントのサイズは、約 3.0m×3.0m以内としますが、大型テントでの出店を希望される方は事前にお申し出ください。但しご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。
② キッチンカー	<ul style="list-style-type: none">・電気設備(発電機・携行缶)、ガス等、出店に必要な物品は、全てご自身でご用意いただき、設営及び管理をお願いします。
①②共通事項	<ul style="list-style-type: none">・出店を希望する法人又は団体及びその代表者若しくは個人が以下のいずれかに該当する場合は申し込みすることができません。<ul style="list-style-type: none">> 申し込み日から過去 1 年間に、悪質な法令違反等により、営業許可の取り消し等の重大な行政処分を受けた者> 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留又は起訴された者で、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者> 公の秩序若しくは善良な風俗を乱し、施設管理上の支障となる者> 暴力団及び暴力団に関係のある者・火器を使用する場合は、テントに最低一つずつ消火器を設置してください。・燃えるゴミ、ペットボトル、びん、その他残汁等が発生する商品を販売する場合は、必ず自店区画内にてゴミの区分ができる「ごみ箱・回収容器」を設置し、閉店時に出店者が持ち帰ってください。

(4)申し込み方法

提出書類に必要事項を記入の上、申し込み先へメールまたは郵送にてご提出ください。出店の可否について、後日ご連絡させていただきます。

1)提出書類

■申し込み時に提出する書類

- ①出店申込書
- ②誓約書

■出店確定後

- ③「イベント等への出店個票(バザー出店)」または「イベント等への出店個票(営業許可・営業届出施設)」 ※飲食店舗は必ず提出すること。

2)申し込み先

〒501-0293

岐阜県瑞穂市別府 1288 瑞穂市役所 総合政策課 担当:吉川

Mail:sougou@city.mizuho.lg.jp TEL:058-327-4128

4. 注意事項

(1) 出店にあたって

- ・申し込み後、市より出店の可否をご連絡します。
- ・出店区画の転売、又貸し等はできません。また、出店者都合での区画の変更はできません。
- ・飲食店をご希望のかたは取り扱う品目、出店テント内の設備配置等について事前に岐阜保健所本巣山県センター(TEL:058-213-7268)へご確認のうえ、お申込みください。(参考「別添資料1」)
- ・荷物の搬入出作業は各自で行ってください。
- ・イベント当日、出店用のキッチンカー以外の車両を駐車する場合は、1出店者あたり2台までとします。なお、車両は市役所第5駐車場に駐車してください。
- ・出店物の準備・管理・運営は出店者各自で行っていただき、盗難及び紛失、火災、損傷等の損害について、市は責任を負いません。破損等を行った場合は損害賠償を行っていただく場合もあります。
- ・荷下ろし等を行う際は、歩行者、周辺の方へ迷惑がかからないよう配慮してください。
- ・火気を扱う場合は、消防法により、消防署への届け出が必要となります。「別添資料2」を参照し、消火器の設置など留意事項をお守りください。
- ・自然災害等、不可抗力の原因によりイベントを中止することがあります。
 - ※6月5日(金)13時00分時点で気象警報の発令等により、イベントの開催が不可能と判断した場合は、同日15時00分までにご連絡いたします。
 - ※イベントが中止となった場合は、別日での開催は予定しておりません。

(2) 出店中

- ・営業許可申請は出店区画内に正面から見えるように掲示してください。
- ・店舗の営業に責任を負える方が、必ず出店区画内もしくは会場内に居るようにしてください。
- ・区画をはみ出すような展示装飾・施設配置は行わないでください。
- ・出店物に対するお客様からのクレームは、出店者の責任において誠意を持って早急に対応してください。また、その場合は、クレームの内容を市へ必ず報告してください。

(3) 退店・片付け時

- ・自店及び周辺の清掃を行った後、退店してください。
- ・施設の破損や施設を汚した場合は、協議の上、原状復帰して頂きます。

5. 禁止事項

以下の行為を固く禁じます。

- ・未成年者及び運転をされる方へのアルコールの提供
- ・会場内での喫煙
- ・申請書の記載とは異なる物の販売